

## 平成30年度9月補正予算債務負担行為の概要

事 業 名	担 当 課
指定管理者制度に基づき指定管理者に委託する鳥取市国府町転作促進集会研修施設七草の家の管理運営費	農業振興課

[単位:千円]

限 度 額	期 間	財 源 内 訳				
		国	県	起 債	そ の 他	一 般 財 源
3,645	平成 31 年 ~ 35 年度					3,645

### 【事業の目的】

地方自治法第244条の2第3項、鳥取市農産物加工等施設の設置及び管理に関する条例及び鳥取市公の施設に係る指定管理者の指定の手続きに関する条例の規定に基づき指定管理者制度を導入することで、民間事業者等の相違と工夫に基づいた鳥取市国府町転作促進集会研修施設七草の家の運営における質的向上と効率化を図る。  
(農産物の加工技術の習得・向上による地域農業の振興と共同利用による地域住民の連帯感の醸成を図ることを目的とする。)

### 【事業の内容】

鳥取いなば農業協同組合に以下の業務を委託する。  
 ①事業の実施に関する業務(農産物加工指導・利用者の安全確保に関する業務)  
 ②施設の利用の許可に関する業務(利用受付の許可、料金徴収業務、減免に関する業務)  
 ③施設及び設備の維持管理に関する業務(玄関等の開閉・施錠、清掃、設備保守及び軽微な修繕)

### 【これまでの関連する取組み】

平成18年度から3年間及び平成21年度から5年間及び平成26年度から5年間指定管理者制度により施設の維持管理、運営を委託し、平成27年度 296人、平成28年度 309人、平成29年度 256人の利用者に加工・研修等の場を提供した。

現指定管理者	鳥取いなば農業協同組合(指名)			
前回債務負担額	平成26～30年度 3,440千円			
指定管理料	H26 688千円	H27 688千円	H28 688千円	
	H29 688千円	H30 688千円	計3,440千円	

### 【今後の取組み】

適正な施設管理を実施し、利用者の衛生的な農産物加工や研修の場を提供する。

9月議会で債務負担行為の議決を得た後のスケジュールは次のとおり。

- 1.公募を実施。
- 2.指定管理者選考委員会を開催し、指定管理候補者の選定。
- 3.12月議会で指定管理者の指定議決
- 4.12月議会議決後、指定管理者の指定及び告示。
- 5.1～2月中に基本協定書の締結。
- 6.指定管理者交代の場合、3月末までに引継ぎ。
- 7.4月1日から管理開始